

吉野ヶ里町観光まちづくり戦略策定
業務委託プロポーザル実施要領

令和 8 年 8 月
吉野ヶ里町商工観光課

1 業務の目的

吉野ヶ里町観光まちづくり戦略策定業務（以下「本業務」という。）は、吉野ヶ里町全域を対象として、観光を取り巻く社会経済情勢や旅行者ニーズの変化、人口減少・少子高齢化などの課題を踏まえ、本町が有する歴史・文化・自然・食などの地域資源を活かした持続可能な観光まちづくりを推進するため、令和10年度から令和19年度までの10年間を計画期間とする「吉野ヶ里町観光まちづくり戦略」を策定することを目的とする。

策定にあたっては、国営吉野ヶ里歴史公園及び吉野ヶ里遺跡を核として、地域資源の魅力向上と周遊促進、滞在時間の延長及び観光消費額の向上を図り、交流人口及び関係人口の拡大、地域経済の活性化につながる施策を検討するものとする。

また、今後の訪日外国人旅行者の増加を見据え、多言語対応や情報発信、受入環境整備、体験コンテンツの充実等によるインバウンド対応の強化を図るとともに、歴史・文化資源を活かした国際的な観光地としての魅力向上及び認知度向上に向けた施策についても検討する。

さらに、観光関連事業者、地域団体、住民及び行政が連携し、戦略の実効性を高めるための推進体制を構築するとともに、KPIの設定や進捗管理手法を含めた持続的に推進可能な観光まちづくり戦略の策定を図るものとする。

なお、本業務においては、単なる将来構想や理念の整理にとどまらず、各施策について実施主体、実施時期、推進手法、連携体制、優先順位及び財源確保の方向性を明確にし、計画期間中に着実な実施が見込まれる実現性及び実効性の高い戦略として取りまとめるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 吉野ヶ里町観光まちづくり戦略策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙1「吉野ヶ里町観光まちづくり戦略策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和10年3月31日（金）まで
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (5) 予算額 5,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
見積限度額 令和8年度業務：2,800,000円以内（税込）
令和9年度業務：2,800,000円以内（税込）
ただし、この金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。

3 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。なお、必要に応じ、吉野ヶ里町から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から最優秀者の決定通知を行った日までに吉野ヶ里町から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び 営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、吉野ヶ里町暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 4 号までに規定する暴力団に 該当する者でないこと。
- (5) 主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税、法人税、消費税（地方消費税含む）、市町村税等の滞納がないこと。
- (6) 平成 28 年度以降において、地方公共団体が発注した次のいずれかの計画又は戦略の策定業務を元請として受託した実績を有していること。

- ・観光振興計画
- ・観光まちづくり戦略
- ・観光戦略
- ・観光基本計画
- ・地方創生総合戦略
- ・地域ブランディング戦略
- ・DMO 戦略
- ・インバウンド推進戦略

なお、人口 10 万人未満の自治体における類似業務実績を有することが望ましい。

4 プロポーザル実施スケジュール

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 公告 | 令和 8 年 8 月 27 日（木） |
| (2) 質問受付期間 | 令和 8 年 9 月 11 日（金）～ 9 月 18 日（金） |
| (3) 質問回答 | 令和 8 年 9 月 30 日（水） |

(4) 参加表明書及び企画提案書の令和8年10月9日(金)
提出期限

(5) 審査委員会 令和8年10月中旬頃

(6) 結果通知及び契約締結 令和8年10月下旬頃

※ 上記スケジュールは変更となる場合があります。

5 実施要領等の配布期間

(1) 配布期間 令和8年8月27日(木)から10月9日(金)まで

(2) 配布方法 吉野ヶ里町ホームページからダウンロードすること

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間 令和8年9月11日(金)から9月18日(金)まで

(2) 提出先 吉野ヶ里町商工観光課

(3) 質問方法 質問書(様式第6号)により電子メールで次のアドレスに送信すること。この場合において、質問を受信した場合は、当日の17時15分までに受信した旨を返信することとするが、返信メールのない場合は、電話等で到着確認を行うこと。

[E-mail] shoukougankou@town.yoshinogari.lg.jp

(4) 回答方法 令和8年9月30日(水)までに、参加者全員に電子メールで回答を送信する。なお、個別の回答及び電話での回答は行わない。

(5) その他

ア メールの件名は、「吉野ヶ里町観光まちづくり戦略策定業務委託に関する質問」と明記すること。

イ 質問の内容を確認するため、吉野ヶ里町から問い合わせる場合がある。

ウ 質問に対する回答は、実施要領等を補完するものとする。

7 参加表明に係る必要書類

本プロポーザルへ参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、下記により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年10月9日(金)17時15分まで(郵便の場合は、期限内必着)

(2) 提出方法

事務局へ持参（土日祝祭日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）又は書留郵便で提出すること。

（3）提出書類

- ア 参加表明書（様式第 1 号）
- イ 事業者概要書（様式第 3 号）
- ウ 同種業務実績調書（様式第 4 号）
- エ 再委託調書（様式第 5 号）

（4）留意事項

- ア 様式規格は、A4 規格、縦のみとし、A3 規格の折込みは、不可とする。
- イ 文字サイズは、10.5pt 以上とする。
- ウ 提出部数は、原本 1 部（クリップ留め）、写し 1 部（左上 1 か所をホッチキス留め）とする。
- エ 各種様式の記載は、次のとおりとする。

（ア）参加表明書（様式第 1 号）

参加表明者の必要事項を記載し、押印すること。

（イ）事業者概要書（様式第 3 号）

会社名、所在地等を記載すること。

（ウ）同種業務実績調書（様式第 4 号）

平成 28 年度以降に受注した実績を記入すること。

なお、業務実績は、元請として受注したものを対象とする。

同種業務を履行した（又は履行中）ことを証する書類（契約書の写し等）を添付すること。

（エ）再委託調書（様式第 5 号）

本業務の一部について、提案者以外の外部事業者等の協力を受ける場合は、その業務内容及び協力依頼先の概要を簡潔に記載すること。

（5）参加資格の喪失

参加資格を満たした者が次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加できない。

ア 前記「3 参加資格要件」の資格要件を満たさなくなったとき。

イ 参加表明書等に虚偽の記載をしたとき。

8 企画提案 参加者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

（1）提出期限

令和 8 年 10 月 9 日（金）17 時 15 分まで（郵便の場合は、期限内必着）

（2）提出方法

事務局へ持参（土日祝祭日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）又は書留郵便にて提出すること。

（3）提出書類

- ア 企画提案書鑑文（様式第 2 号）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 業務工程表（任意様式）
- エ 見積書（様式第 8 号）
- オ 業務実施体制調書（様式 9 号）
- カ 管理責任者実績調書（様式 10 号）

（4）留意事項

- ア 様式規格は、特に指定のない場合は、A4 規格とし、30 枚以内（表紙・目次は含まない。）で作成すること。
- イ 文字サイズは、10.5pt 以上とする。
- ウ 提出部数は、原本 1 部（社名入り、クリップ留め）、写し 7 部（社名なし・左上 1 か所をホッチキス留め）とする。
- エ 各種様式の記載は、次のとおりとする。
 - （ア）企画提案書鑑
参加者の必要事項を記載し、押印すること。
 - （イ）企画提案書
 - a 図、絵、写真等の使用は可とする。
 - b 企画提案書に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
 - （ウ）業務工程表
 - a 様式規格は、A3 規格を使用可とする。
 - b 役割分担等を明確に記載すること。
 - （エ）本業務に係る見積書
 - a 見積金額については、仕様書及び提案書に記載された全ての業務の見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。
 - b 内訳金額は、人件費、その他必要経費等を記載すること。

9 審査の方法

- （1）当該プロポーザルの審査は、吉野ヶ里町観光まちづくり戦略策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- （2）審査は非公開とし、審査経過の照会に対する回答は行わない。
- （3）審査の庶務は、事務局（商工観光課）において処理する。

10 審査委員会（プレゼンテーション等）

企画提案書提出後、参加者からの企画提案に係るプレゼンテーション及びヒア

リング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。

- (1) 実施日 令和8年10月中旬頃
- (2) 場 所 吉野ヶ里町役場新庁舎
※実施日時及び場所については、別途通知する。
- (3) 時間構成 1参加者につき、45分以内とする。
(プレゼンテーション30分以内、ヒアリング15分以内)
- (4) 留意事項
 - ア プレゼン等の出席者は、4人以内（パソコン操作員を含む。）とする。
 - イ プレゼン等の順番は、企画提案書の提出順とする。

11 審査及び最優秀者の選定

- (1) 提出された企画提案書等、プレゼン等の説明、質疑内容を総合的に判断し、審査の合計点により最優秀者1者及び次順位1者を特定する。
なお、審査は、審査委員会により非公開で実施する。
- (2) 審査結果通知は、全ての参加者に対し、電子メール及び文書により通知する。
- (3) 審査の評価項目と配点割合は、別表のとおりとする。
- (4) 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求及び意見等は受け付けないものとする。

12 業務委託契約

最優秀者と業務内容について協議し、契約を締結するための仕様書等の調整を行い、契約を締結するものとする。

なお、業務委託金額は、予算の範囲内で、見積書に記載された参考見積価格（税込）を上限とする。ただし、協議が整わない場合、又は契約締結時までに参加資格を喪失した場合は、次順位者を最優秀者とみなし、契約交渉を行うものとする。

また、応募者が1者であった場合は、企画提案審査の評価点の点数が審査委員会の定める基準を満たしていれば、受託候補者として契約交渉を行う。

13 その他

- (1) 本要領等に定める条件等に同意の上、参加すること。
- (2) 企画提案書等の作成経費、旅費等の必要経費は、参加希望者の負担とする。
- (3) 提出された書類の差替えは、認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。

- (5) 参加表明書提出以降に辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を提出すること。

14 事務局

〒842-0193 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津 7 7 7 番地
吉野ヶ里町役場（東脊振庁舎）商工観光課商工観光係
電話：0952-37-0350

E-mail：shoukougankou@town.yoshinogari.lg.jp

※令和8年9月24日に新庁舎へ移転を行います。移転後の住所は下記になります。電話番号、ファックス、メールアドレスに変更はありません。

〒842-8501 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 1262 番地 2
吉野ヶ里町役場（新庁舎） 商工観光課商工観光係

別表

審査項目	審査基準	配点
業務実績	類似業務実績、小規模自治体での実績を有しているか	15
業務実施体制	管理責任者及び主担当者の経験・実績、業務遂行体制は適切か	15
企画提案内容	本業務の目的及び仕様書の内容を十分に理解し、現状分析、アンケート結果の活用、事業者ヒアリング、課題整理、重点戦略の設定、成果指標（KPI）の設定、役割分担、評価及び見直し手法の整理等について、具体的かつ実現可能な戦略策定手法及び運用手法が提案されているか	60
見積価格	業務内容に対して適正な価格であるか	10
合計		100